

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

(1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

支援内容	<p>◆緊急小口資金貸付（一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象） 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少した世帯を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な資金の貸付けを行います。 【貸付上限】・世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合などの特別の要件に該当する場合 20万円以内 ・その他の場合 10万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子 【申込期限】令和4年8月31日（水） ※消印有効</p> <p>◆総合支援資金貸付（生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象） 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、生活再建までの間に必要な生活費の貸付けを行います。 【貸付上限】・（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子 【申込期限】令和4年8月31日（水） ※消印有効</p>
問い合わせ先 （申請先）	津山市社会福祉協議会 津山市山北520（津山市総合福祉会館） 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-23-5130